

公益社団法人 日本パワーリフティング協会 令和5年度定時社員総会議事録

1 日 時 令和5年6月4日（日） 14：00～15：30

2 場 所 ジャパン・スポーツ・オリンピック・スクエア 岸清一メモリアルルーム1
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

3 出席者（敬称略・順不同）<下線は理事を示す><...下線...は、理事候補者を示す>
<出席正会員> 12名※（内、理事9名）

古城資久、伊差川浩之、太田勇吉、高井隆義、寺門浩之、藤谷良弘、關本正志、田中彰子、杉本好二、小野琢磨
司、福島政幸、野上広志

*欠席理事 三浦 重則、花田 祥之、実島 可斎、菅生 桃子

<委任状> 16名

藤野 豪、菅原一宜、村山幸教、布施 勝、林 靖弘、中出裕己、八木為房、川島督司、濱本清司、國弘竹二、小川和郎、中ノ瀬啓作、藤井正道、津田貴之、実島可斎、糸瀬真一

<議決権行使書> 19名

古賀健慎、遠藤健太、太田慎也、萩原明信、荒川大介、相馬満信、芦崎高志、武井 風、北澤国彦、宮本覚道、伊藤教雄、三橋信之、中田和夫、宮本光一、保富泰人、宮内洋一、山本英嗣、福井 浄、村上英次

<監事> 2名中2名出席

辻 恵、安原 徹

<陪席> 2名

松谷昌典（事務局長）、沖光典（事務局）

正会員定数48名中47名出席

4 開 会

古城資久会長より、令和5年度定時社員総会の開会宣言がなされた。

5 出席状況の報告

松谷昌典事務局長より、正会員定数48名の内、本日出席12名、委任状16名、議決権行使書19名、合計47名の出席があったとの報告がなされ、古城資久会長は、本総会の全ての議案の決議に必要な定足数を満たしている旨を述べた。

6 議長等の選出

古城資久会長は、定款第16条に基づき、正会員の中から議長を選出したい旨を述べ、候補者を募った。古城資久の推薦がなされたため、議場に詰ったところ、賛成多数で古城資久が議長に選任された。

次いで、議長は、定款第19条第2項に基づき、議事録署名人2名を選任したい旨を述べ、候補者を募ったところ、高井隆義と田中彰子が推薦され、議事録署名人に選任された。

7 議 事

議長より議事運営の説明がなされ、議案説明及び報告並びに質疑応答が行われた。

【決議事項】

(1) 第1号議案 令和4年度事業報告、計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））、事業報告の附属明細書及び計算書類等の附属明細書並びに財産目録の承認の件

議長より、令和4年度の事業報告、及び計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））、財産目録の承認について提案がなされ、理事の太田から事業報告があり、事務局長の松谷から計算書類等の説明がなされた。また、監事の安原から監査報告がなされた。議場からの質問はなく、審議の結果、満場一致で承認された。

(2) 第2号議案 定款一部変更の承認の件

議長より、以下の新旧対照表のとおり、定款を変更することについて提案があり、審議の結果、満場一致で承認可決した。変更の内容は、以下のとおり。

公益社団法人日本パワーリフティング協会 定款 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

改正後	現行
第1条～第9条 略 (会員資格の喪失) 第10条 略 (1)～(3) 略 (4) 当該会員が死亡し、 <u>又は解散したとき</u> (5) 略 <u>(電子提供措置)</u> 第16条 この法人は社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (議長) 第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において <u>正会員</u> の中から選出する。	第1条～第9条 略 (会員資格の喪失) 第10条 略 (1)～(3) 略 (4) 当該会員が死亡したとき (5) 略 (新設) (議長) 第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において <u>社員</u> の中から選出する。 (議決権) 第17条 略 (決議) 第18条 略 2 (1)～(2) 略 (3) <u>理事又は監事</u> の責任の一部免除 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 4 略 (決議) 第18条 略 2 (1)～(2) 略 (3) <u>役員</u> の責任の一部免除 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 4 略

(議事録)

第20条 略

第5章 役員等

(役員の設置)

第21条 略

(役員の選任)

第22条 略

(理事の職務及び権限)

第23条 略

(監事の職務及び権限)

第24条 略

(役員の任期)

第25条 略

2 略

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 略

(役員の報酬等)

第27条 略

(役員等の責任の軽減)

第28条 略

1 略

2 この法人は、非業務執行理事等（一般社団・財団法人法第115条第1項に規定する理事及び監事をいう）との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第29条 略

(議事録)

第19条 略

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 略

(役員の選任)

第21条 略

(理事の職務及び権限)

第22条 略

(監事の職務及び権限)

第23条 略

(役員の任期)

第24条 略

2 略

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 略

(役員の報酬等)

第26条 略

(役員等の責任の軽減)

第27条 略

1 略

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第28条 略

第6章 理事会

(構成)

第3_0条 略

(権限)

第3_1条 略

(招集)

第3_2条 略

(決議)

第3_3条 略

(議事録)

第3_4条 略

(理事会運営規則)

第3_5条 略

第7章 会計

(事業年度)

第3_6条 略

(事業計画及び収支予算)

第3_7条 略

(事業報告及び決算)

第3_8条 略

(公益目的取得財産残額の算定)

第3_9条 略

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第4_0条 略

(解散)

第4_1条 略

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第4_2条 略

(残余財産の帰属)

第4_3条 略

第6章 理事会

(構成)

第2_9条 略

(権限)

第3_0条 略

(招集)

第3_1条 略

(決議)

第3_2条 略

(議事録)

第3_3条 略

(理事会運営規則)

第3_4条 略

第7章 会計

(事業年度)

第3_5条 略

(事業計画及び収支予算)

第3_6条 略

(事業報告及び決算)

第3_7条 略

(公益目的取得財産残額の算定)

第3_8条 略

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第3_9条 略

(解散)

第4_0条 略

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第4_1条 略

(残余財産の帰属)

第4_2条 略

第9章 公告の方法 (公告の方法) 第 <u>4</u> 4条 略	第9章 公告の方法 (公告の方法) 第 <u>4</u> 3条 略
第10章 専門委員会 (専門委員会) 第 <u>4</u> 5条 略	第10章 専門委員会 (専門委員会) 第 <u>4</u> 4条 略
第11章 事務局 (事務局) 第 <u>4</u> 6条 略	第11章 事務局 (事務局) 第 <u>4</u> 5条 略
第12章 梯則 (委任) 第 <u>4</u> 7条 略	第12章 梯則 (委任) 第 <u>4</u> 6条 略
附 則	附 則
1～6 略 <u>7 この定款は、令和5年6月4日に改訂し、同日から施行する。</u>	1～6 略 (新設)

(3) 第3号議案 正会員の承認の件

議長から、正会員の承認について提案がなされ、群馬県パワーリフティング協会理事長の小幡が議場でご挨拶を、熊本県パワーリフティング協会理事長の甲斐からは文書での挨拶文が届き事務局が代読した。議場からの質問はなく、審議の結果、正会員2名は満場一致で承認可決された。

(4) 第4号議案 理事15名の選任の件（理事改選の件）

議長は、定款の規定により当法人の理事全員の任期が本定時社員総会終結時をもって満了する旨を述べ、その後任者（令和5年6月4日 本定時総会終結後より任期）を選任する必要がある旨を述べたところ、議場より議長一任の提案があつたので、議長が次の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、伊差川浩之の就任に対する1名の反対を除き満場一致にて承認可決した。なお被選任者は、各々席上、その就任を承諾した。

1	理 事	古城 資久	再 任
2	理 事	伊差川 浩之	再 任
3	理 事	三浦 重則	再 任
4	理 事	高井 隆義	再 任
5	理 事	寺門 浩之	再 任
6	理 事	關本 正志	再 任
7	理 事	田中 彰子	再 任
8	理 事	花田 祥之	再 任
9	理 事	実島 可斎	再 任
10	理 事	菅生 桃子	再 任
11	理 事	杉本 好二	再 任
12	理 事	遠藤 健太 (住所) [REDACTED]	新 任

13	理 事	芦崎 高志 (住所) [REDACTED]	新 任
14	理 事	小野 琢司 (住所) [REDACTED]	新 任
15	理 事	福島 政幸 (住所) [REDACTED]	新 任

なお、以下の者は、理事の任期満了により、本定時社員総会終結時をもって退任となる。

1	理 事	太田 勇吉	退 任
2	理 事	藤谷 良弘	退 任

(5) 第5号議案 監事2名の選任の件（監事改選の件）

議長より監事全員の任期が、定款の規定により、本定時社員総会終結時をもって満了する旨を述べられ、その後任者を選任する必要がある旨を述べ(令和5年6月4日 本定時総会終結後より任期)、その選任方法を議場に諮ったところ、出席社員中より議長に一任したいとの発言があり、一同これを了承したので、議長は次の者を指名し議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。（以下の者全員再任）

1	監 事	辻 恵	再 任
2	監 事	安原 徹	再 任

【報告事項】

- (1) 令和4年度事業報告
- (2) ベンチプレスルール変更に伴う国際大会での日本選団への判定状況について
- (3) 2023洞爺湖アジアベンチプレス選手権大会準備状況について
- (4) 2026FISU世界選手権パワーリフティング競技日本開催について
- (5) 一般スポーツ団体ガバナンスコード準拠に向けた今後の方針について
- (6) 動画配信やSNS利用の懸念について

8 採 決

- (1) 第1号議案 賛成47、否認0
- (2) 第2号議案 賛成47、否認0
- (3) 第3号議案
 群馬県協会 小幡 謙 賛成47、否認0
 熊本県協会 甲斐 裕規 賛成47、否認0
- (4) 第4号議案
 古城 資久 賛成47、否認0
 伊差川浩之 賛成46、否認1
 三浦 重則 賛成47、否認0
 高井 隆義 賛成47、否認0
 実島 可斎 賛成47、否認0
 寺門 浩之 賛成47、否認0
 關本 正志 賛成47、否認0
 小野 琢司 賛成47、否認0
 芦崎 高志 賛成47、否認0
 福島 政幸 賛成47、否認0
 田中 彰子 賛成47、否認0
 花田 祥之 賛成47、否認0

杉本 好二 賛成 4 7、否認 0

菅生 桃子 賛成 4 7、否認 0

(5) 第 5 号議案

辻 恵 賛成 4 7、否認 0

安原 徹 賛成 4 7、否認 0

・審議の結果、当協会提案の第 1 号乃至第 5 号議案は上記のとおり承認可決された。

9 閉 会

以上をもって本総会における報告及び全議案の審議を終了したので、議長より、本総会の閉会宣言がなされた。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人がこれに署名又は記名押印する。

令和 5 年 6 月 4 日 公益社団法人 日本パワーリフティング協会 令和 5 年度定時社員総会議事録

議 長 古城 資久



議事録署名人 高井 隆義



議事録署名人 田中 彰子

